資料 1

建設常任委員会資料令和5年2月9日

令和5年2月定例県議会提出予定議案

企 業 庁

I 令和5年度当初予算計上予定額概要

令和 5 年度予算要求額一覧表

(単位:千円)

						(毕江.	,
事 ※ 5	令和4年度	之 熔 (ラハ	令和5年度	財	源 内	訳	/# **
事業名	当初予算額	予算区分	予算要求額	国庫支出金	特定財源	起債	備考
		収益的支出	14, 805, 962	0	14, 805, 962	0	
兵庫県水道用水 供給事業	19, 514, 456	資本的支出	6, 605, 052	169, 251	6, 317, 601	118, 200	
		計	21, 411, 014	169, 251	21, 123, 563	118, 200	
		収益的支出	3, 426, 808	0	3, 426, 808	0	
兵庫県工業用水道 事業	4, 982, 410	資本的支出	2, 182, 299	0	2, 182, 299	0	
		計	5, 609, 107	0	5, 609, 107	0	
		収益的支出				_	
兵庫県水源開発 事業	32, 965	資本的支出	60, 727	0	60, 727	0	
		計	60, 727	0	60, 727	0	
		収益的支出	2, 951, 286	30,000	2, 921, 286	0	
兵庫県地域整備 事業	10, 176, 394	資本的支出	2, 660, 166	13, 500	2, 646, 666	0	
		計	5, 611, 452	43, 500	5, 567, 952	0	
		収益的支出	1, 289, 606	0	1, 289, 606	0	
兵庫県企業資産 運用事業	1, 334, 308	資本的支出	51, 476	0	51, 476	0	
		計	1, 341, 082	0	1, 341, 082	0	
		収益的支出	20, 715	0	20, 715	0	
兵庫県地域創生 整備事業	1, 523, 014	資本的支出	835, 163	0	835, 163	0	
		計	855, 878	0	855, 878	0	
		収益的支出	22, 494, 377	30,000	22, 464, 377	0	
合 計	37, 563, 547	資本的支出	12, 394, 883	182, 751	12, 093, 932	118, 200	
		計	34, 889, 260	212, 751	34, 558, 309	118, 200	

令和5年度兵庫県水道用水供給事業会計予算原案

(収益的収入及び支出) (単位:千円)

科	目	令和4年度当初予算額	令和5年度予算予定額	概 要	説明
(款)水道用水供給事業		15, 721, 748	15, 820, 873	I 業務の予定量	
(項)営業収益		14, 545, 627	14, 561, 312	1 給水団体数 2 年間給水量	22 市町・1企業団 107, 053 千㎡
営業外収益		1, 176, 111	1, 259, 551	3 1日平均給水量	292 千m³
特別科益		10	10	Ⅱ 予算の主なもの 〔収 入〕	
(款)水道用水供給事業	業費用	14, 317, 076	14, 805, 962	1 営業収益 水道用水供給収益 2 営業外収益	14, 146, 013
(項)営業費用		13, 212, 235	13, 989, 044	長期前受金戻入	1, 255, 990
営業外費用		1, 054, 831	766, 908	〔支 出〕 1 営業費用	
物損失		10	10	減価償却費 修繕費	6, 114, 086 2, 125, 827
予備費		50, 000	50, 000	委託料 動力費 2 営業外費用	1, 556, 723 1, 335, 799
差	引	(1, 309, 074) 1, 404, 672	(755, 995) 1, 014, 911	企業債利息 消費税等	294, 825 472, 083

()は税抜予定損益額を記載した。

(単位:千円)

科目	令和4年度当初予算額	令和5年度予算予定額	概 要 説 明
(款)資本的収入	384, 980	423, 122	I業務の予定量
(項)企業債	118, 300	118, 200	1 広域水道建設工事 367,636 2 施設改良工事 3,646,103
国庫補助金	148, 330	169, 251	Ⅱ 予算の主なもの
出資金	118, 330	118, 251	(収入)
固定資産売却代金	10	10	1 企業債 取水ポンプ 増強工事等 118,200
諸収入	10	17, 410	2 国庫補助金 取水ボンプ・増強工事等 169,251 3 出資金
(款)資本的支出	5, 197, 380	6, 605, 052	取水ポンプ 増強工事等 118,251
(項)建設改良費	2, 227, 185	4, 046, 162	「支出」 1 建設改良費
企業債償還金	2, 710, 900	2, 453, 586	(広域水道建設費) 取水ポンプ 増強工事 251,636
国庫補助金返還金	209, 295	55, 304	(施設改良費) フロキュレーケ設備更新工事(多田) 620,000
子備費	50, 000	50,000	1-2系浄水機械設備更新工事 1,233,160 遠方監視制御設備更新工事 461,020 2 企業債償還金 2,453,586
差 引	△4, 812, 400	△ 6, 181, 930	3 国庫補助金返還金 消費税確定に伴う精算 55,304

資本的収支の不足額は、損益勘定留保資金等で補填する。

合 計		△ 5, 167, 019	
-----	--	---------------	--

令和5年度兵庫県工業用水道事業会計予算原案

(収益的収入及び支出) (単位:千円)

科目	令和4年度当初予算額	令和5年度予算予定額	概要	説明
(款)工業用水道事業収益	4, 082, 812	4, 102, 955	I 業務の予定量	
(項)営業収益	3, 642, 408	3, 652, 294	 給水事業所数 年間総給水量 	102事業所 241, 841千㎡
営業外収益	440, 394	450, 651	3 一日平均給水量	661∓m³
特别利益	10	10	II 予算の主なもの〔収 入〕1 営業収益	
(款)工業用水道事業費用	3, 505, 366	3, 426, 808	給水収益	3, 592, 487
(項)営業費用	3, 257, 015	3, 250, 181	2 営業外収益 長期前受金戻入	449, 582
営業外費用	228, 331	156, 597	〔支 出〕	
物損失	20	30	1 営業費用 減価償却費	1, 644, 213
予備費	20, 000	20, 000	委託料 修繕費 2 営業外費用	380, 795 214, 915
差 引	(563, 012) 577, 446	(596, 222) 676, 147	企業債利息 消費税等	17, 427 139, 170

()は税抜予定損益額を記載した。

(資本的収入及び支出)

(単位:千円)

科目	令和4年度当初予算額	令和5年度予算予定額	概要説	明
(款)資本的収入	20	20	I 業務の予定量	
(項)固定資産売却代金	10	10	1 施設改良工事	1, 084, 293
諸収入	10	10	Ⅱ 予算の主なもの	
(款)資本的支出	1, 477, 044	2, 182, 299	(支出)	
(項)建設改良費	368, 783	1, 089, 145	1 建設改良費制水弁設置工事(揖保2)	55,000
企業債償還金	892, 959	877, 852	取水施設改修工事(市川)	470, 000
他会計からの長期 借入金償還金	205, 302	205, 302	2 企業債償還金 3 他会計からの長期借入金償還金	877, 852
予備費	10,000	10,000	資産会計からの借入金の償還	205, 302
差 引	△ 1, 477, 024	△ 2, 182, 279		

資本的収支の不足額は、損益勘定留保資金等で補填する。

合 計	△ 899, 578	△ 1, 506, 132	
-----	------------	---------------	--

令和5年度兵庫県水源開発事業会計予算原案

(資本的収入及び支出) (単位:千円)

科	目	令和4年度当初予算額	令和5年度予算予定額	相	既	要	説	明
(款)資本的収入		32, 965	60, 727	I 業	務の予定	艺量		
(項)一般会計補助	金	32, 965	60, 727			水源開発事業	費	60, 727
				II 子	算の主力	なもの		
(款)資本的支出		32, 965	60, 727		八八	計補助金		60, 727
(項)建設改良費		32, 965	60, 727	1	一加又云	司作的少立.		00, 121
				伎 1	建設改	:良費 ダム管理費		60, 727
差	引	0	0					

令和5年度兵庫県地域整備事業会計予算原案

(収益的収入及び支出) (単位:千円)

科目	令和4年度当初予算額	令和5年度予算予定額	概	要	説	明
(款)地域整備事業収益	5, 410, 581	3, 357, 627	I 業務の子	定量		
(項)営業収益	4, 895, 771	2, 287, 488	土地売却 ・阪神地		8ha 1ha	
営業外収益	94, 010	117, 339	播磨地淡路地	域	2ha 5ha	
粉俐益	420, 800	952, 800	Ⅱ 予算の主	なもの		
			(収入)			
			1 営業			000 100
(款) 地域整備事業費用	4, 696, 177	2, 951, 286		也売却収益		929, 130
(項)営業費用	4, 225, 267	1, 948, 376		N収益 替施行利息等		117, 339
営業外費用	110	110	3 特別	利益 役会計との貸	借掣係整理	952, 800
糊損失	420, 800	952, 800				,
子備費	50, 000	50, 000	(支 出) 1 営業 1 土土			861, 567
	(510, 055)	(000,000)	2 特別	員失		
差 引	(713, 875)	(396, 366)	—- / j	会計との貸	借関係整理	952, 800
	714, 404	406, 341				

()は税抜予定損益額を記載した。

(資本的収入及び支出)

(単位:千円)

						(1124, 114)
科目	令和4年度当初予算額	令和5年度予算予定額	概	要	説	明
(款)資本的収入	2, 834, 598	44, 498	I 業務の予	定量		
(項)企業債	2, 807, 000	0	1 阪神地 2 播磨地 3 淡路地	1, 010, 824 1, 131, 716		
長期貸付金償還金	495	0	3 伙姶坦	域整備事業		467, 626
固定資産売却代金	10	10	Ⅱ 予算の主 〔収 入〕			
諸収入	27, 093	44, 488	1 諸収入 国庫補		13, 500	
(款)資本的支出	5, 480, 217	2, 660, 166	〔支 出〕 1 地域整			
(項)地或整備費	2, 623, 217	2, 610, 166	(阪神地 潮芦屋 (播磨地	をリーナ護岸嵩上	が工事	374, 275
企業債償還金	2, 807, 000	0	インフ	BOO アラ整備負担金 CEL゛リティサーヒ゛ス3		170, 000 27, 000
予備費	50,000	50,000	次四	VIE 1111 E V	大叫、大河大河大	21,000
差 引	△ 2, 645, 619	△ 2, 615, 668				

資本的収支の不足額は、損益勘定留保資金等で補填する。

合 計	△ 1,931,215	△ 2, 209, 327	
-----	-------------	---------------	--

令和5年度兵庫県企業資産運用事業会計予算原案

(収益的収入及び支出) (単位:千円)

科	目	令和4年度当初予算額	令和5年度予算予定額	概	要	説	明
(款)資産運用事業収	Z益	1, 351, 729	1, 343, 250	Ⅰ 業務の子	定量		
(項)営業収益		1, 313, 593	1, 308, 890	年間販売	電力量		32, 241, 253kWh
営業外収益		38, 106	34, 330	Ⅱ 予算の主 〔収 入〕	なもの		
物州益		30	30	1 営業収	益 光発電売電収益		1, 308, 890
(款)資産運用事業費	費用	1, 283, 908	1, 289, 606	2 営業外 長期i	収益 前受金戻入		17, 390
(項)営業費用		1, 159, 169	1, 166, 193	〔支 出〕 1 営業費	·Ħ		
営業外費用		114, 709	113, 383	太陽	77 光発電施設維持管 賞却費	理	574, 842 524, 166
特別損失		30	30	2 営業外 消費和	費用		113, 383
予備費		10,000	10,000	11154	∕e ·4		110, 000
差	引	(67, 785) 67, 821	(53, 510)				
		01, 821	53, 644				

()は税抜予定損益額を記載した。

(資本的収入及び支出)

(単位:千円)

科目	令和4年度当初予算額	令和5年度予算予定額	概	要	説	明
(款)資本的収入	205, 322	205, 322	I 予算の主	なもの		
(項)長期貸付金償還金	205, 302	205, 302	〔収 入〕 1 長期貸	付金償還金		
固定資産売却代金	10	10	工水会	会計貸付金償還	是金	205, 302
諸収入	10	10	〔支 出〕 1 建設改	良費 資産購入費		1, 476
(款)資本的支出	50, 400	51, 476	回处复	[)生肿八貝		1, 470
(項)建設改良費	400	1, 476				
予備費	50, 000	50, 000				
差 引	154, 922	153, 846				

合 計 222,743 207,490

令和5年度兵庫県地域創生整備事業会計予算原案

(収益的収入及び支出) (単位:千円)

(収益的収入及び支出)				(単位:下門)
科目	令和4年度当初予算額	令和5年度予算予定額	概要説	明
(款) ひょうご小野産業団地整備 事業収益	1, 179, 415	20, 032	I 予算の主なもの	
(項)営業収益	1, 179, 117	0	・ 【ひょうご小野産業団地整備事業】 〔収 入〕	
営業外収益	288	32	1 特別利益	
粉刷益	10	20, 000	事業精算に伴う収益	20,000
(款) 神戸・鈴蘭台西健康福祉 拠点整備事業収益	716	716	支 出	20,000
(項)営業収益	696	696	1 営業費用	
営業外収益	10	10	一般管理費	20,000
特別利益	10	10	//XB/ZA	20,000
(款)神戸・三宮東再整備事業 収益	543, 408	0	【神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業】 〔収 入〕	
(項)営業収益	10	0	1 営業収益	
営業外収益	10	0	普通財産貸付料	696
物用益	543, 388	0		
計	1, 723, 539	20, 748	(支 出) 1 営業費用	
(款) ひょうご小野産業団地整備 事業費用	844, 760	20, 020	一般管理費	675
(項)営業費用	844, 740	20,000		
営業外費用	10	10		
特別損失	10	10		
(款) 神戸・鈴蘭台西健康福祉 拠点整備事業費用	650	695		
(項)営業費用	630	675		
営業外費用	10	10		
特別損失	10	10		
(款) 神戸・三宮東再整備事業 費用	3, 520	0		
(項)営業費用	3, 500	0		
営業外費用	10	0		
糊損失	10	0		
(款)予備費	20, 000	0		
(項)予備費	20, 000	0		
計	868, 930	20, 715		
	(854, 609)	(33)		
差 引	854, 609	33		
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			

()は税抜予定損益額を記載した。

(資本的収入及び支出) (単位:千円)

	1		(*	
科 目	令和4年度当初予算額	令和5年度予算予定額	概 要 説	明
(款) ひょうご小野産業団地整備 事業資本的収入	10	10	I 業務の予定量 ひょうご小野産業団地整備事業	64, 778
(項) 諸収入	10	10	神戸・三宮東再整備事業 ひょうご情報公園都市第2期整備事業	100 541, 585
(款) 神戸・鈴蘭台西健康福祉 拠点整備事業資本的収入	10	10	Ⅱ 予算の主なもの	
(項) 固定資産売却代金	10	10	【ひょうご小野産業団地整備事業】 「収 入」	
(款) 神戸・三宮東再整備事業 資本的収入	238, 673	0	1 諸収入 (支 出)	10
(項) 固定資産売却代金 諸収入	238, 663 10	0 0	1 整備費 その他設備費 調査設計費	50, 000 13, 000
(款) ひょうご情報公園都市 第2期整備事業 資本的収入	350, 810	10	【神戸・鈴蘭台西健康福祉拠点整備事業】 〔収 入〕	
(項)企業債 諸収入	350, 800 10	0 10	1 固定資産売お代金	10
計	589, 503	30	・【神戸・三宮東再整備事業】] 「支 出〕	
(款) ひょうご小野産業団地整備 事業資本的支出	303, 168	243, 478	1 整備費 調査検討費	100
(項) 整備費 企業賃償還金	303, 168 0	64, 778 178, 700	【ひょうご情報公園都市第2期整備事業】 〔収 入〕	
(款) 神戸・三宮東再整備事業 資本的支出	100	100	1 諸収入 「支 出」	10
(項) 整備費	100	100	1 整備費 調査設計費	345, 000
(款) ひょうご情報公園都市 第2期整備事業 資本的支出	300, 816	541, 585	· 総係費	195, 539
(項) 整備費	300, 816	541, 585		
(款) 予備費	50, 000	50, 000		
(項) 予備費	50, 000	50, 000		
ii⊤	654, 084	835, 163		
差 引	△ 64, 581	△ 835, 133		

資本的収支の不足額は、損益勘定留保資金等で補填する。

合 計	790, 028	△ 835, 100	
-----	----------	------------	--

資料 2

令和5年2月9日 建設常任委員会資料

令和5年2月定例県議会提出予定議案

まちづくり部

令和5年度当初予算概要

令和5年度当初予算について [まちづくり部]

1 予算規模

(単位:千円)

区 分	R4当初 ①	R5当初 ②	増 (②一①)	率 (②/①)
一般会計	15, 461, 601	14, 593, 811	△867, 790	94. 4%
県有環境林等	52, 191	52, 189	$\triangle 2$	100.0%
県営住宅	31, 013, 959	28, 225, 017	△2, 788, 942	91. 0%
勤労者総合福祉施設整備	173, 692	267, 061	93, 369	153. 8%
基金管理	262, 692	0	△262, 692	0.0%
特別会計 計	31, 502, 534	28, 544, 267	△2, 958, 267	90. 6%
合 計	46, 964, 135	43, 138, 078	△3, 826, 057	91. 9%

2 投資事業

(1) 投資補助

公共事業費

○予算計上予定額2,307,000千円(うち公園1,392,000千円)(うち区画整理915,000千円)

国直轄事業負担金

○予算計上予定額165,000千円165,000千円

(2) 投資単独

県単独土木事業費

○予算計上予定額1,117,000千円(うち公園1,117,000千円

3 主要施策 (新規・拡充)

|拡| 1. 公共交通バリアフリー化促進事業(鉄道駅舎エレベーター等設置補助)

○予算計上予定額

84,057千円

公共交通機関の利便性・安全性の向上を図るため、乗降客数3千人/日未満駅の対 象を拡充し、鉄道駅舎のエレベーター等の設置を支援する。 また、国の鉄道駅バリアフリー料金制度を活用しない路線では、市町のバリアフ リー基本構想に位置付けられた駅について補助率を引き上げ、活用する路線では 原則として支援しないこととして、徴収料金を整備費に充当しない駅に限り支援 を継続する。

|拡| 2. ユニバーサルツーリズム推進事業(ホテル・旅館等バリアフリー改修促進事業)

○予算計上予定額

25,500千円

年齢や障がいの有無等に関わらず様々な人が気兼ねなく旅行を楽しめるユニバー サルツーリズムを推進するため、既存のホテル・旅館等のバリアフリー改修につ いて、令和6年度までに着手したものは県の補助負担割合を引き上げて費用を補 助する。

新 3. 県立都市公園多言語デジタルガイド導入事業

○予算計上予定額

5, 491 千円

訪日外国人に対応するため、万博会場からの交通至便な県立都市公園(尼崎の森中 央緑地、舞子公園、淡路島公園)にアプリ対応現地案内サイン(QRコード)を設置し、多言語デジタルガイドを導入する。

|拡| 4. 県立都市公園あり方検討の実施

○予算計上予定額

34,982千円

県立都市公園の自然環境保全や、活性化のあり方について、地元住民や自治体、 有識者など幅広い関係者の意見を踏まえて検討を実施する。 また、民間の資金や活力を導入した公園管理を実施するため、Park-PFI実施に必 要な作業・調査を実施する。

新 5. 淡路夢舞台温室の機能強化

○予算計上予定額

93,369千円

子供や若者が楽しみながらSDGsの理解を深める施設として、万博に向けた集客を強化するため、淡路夢舞台温室の機能強化を実施する。 R5 設計、R6 整備工事、R7 リニューアルオープン

新 6. 既存住宅・建築物省エネ化促進事業

○予算計上予定額

17,249千円

既存住宅・建築物の省エネ化を促進するため、国・市町と連携し、省エネ基準や ZEH、ZEB水準への改修等費用を補助する。

拡 7. 三世代同居対応改修工事推進事業

○予算計上予定額

4,000千円

家族の支え合いにより在宅にて子育てしやすい環境を整備するため、三世代同居の実現に資する改修費用を補助する。

※令和5年度からは、扶養親族の要件を未就学児から小学生以下に拡充し、キッチン、浴室、トイレとしていた補助対象設備に玄関を追加するとともに、複数化の条件も2つ以上から1つ以上に緩和

新 8. 盛土規制法に基づく基礎調査事業

○予算計上予定額

59,882千円

令和3年の熱海市における土石流災害を踏まえ改正された、危険な盛土等を隙間なく規制する宅地造成及び特定盛土等規制法(R4.5成立、R5.5施行)に対応するため、規制区域の指定に向けた調査等を実施する。

拡 9. ひょうご住まいの耐震化促進事業

○予算計上予定額

69,028千円

民間住宅の耐震改修を促進するため、補強設計、改修工事又は建替工事に要する費用を補助する市町に対してその経費の一部を助成する。

※令和5年度からは、従来の個別補助に加え、新たに民間事業者グループが計画 策定と改修工事をパッケージで行うメニューを追加

条 例 案 件

<u>知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を</u> 改正する条例

1 制定の理由

宅地造成等規制法の一部改正により、宅地造成工事規制区域の指定制度が廃止され、宅地造成 工事等規制区域及び特定盛土等規制区域の指定制度が創設されるとともに、既に指定がされてい る宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事等の規制については、一定の期間、改 正前の宅地造成等規制法の規定が適用されること等に伴い、所要の整備を行うため、この条例を 制定しようとする。

2 制定の概要

宅地造成等規制法等に基づく事務(本則の表40の部関係)

- (1) 次に掲げる事務を伊丹市が処理することとする旨の規定を削除する。
 - ア 宅地造成工事規制区域の指定等に関する事務
 - イ 宅地造成工事規制区域の指定のための測量又は調査等に関する事務
 - ウ イの測量又は調査等により生じた損失補償等に関する事務
 - エ 造成宅地防災区域の指定等に関する事務
- (2) 造成宅地防災区域内における災害の防止のための勧告等に関する事務を、伊丹市、川西市及び三田市が処理することとする旨の規定を削除する。
- (3) 引用する宅地造成等規制法の字句を宅地造成等規制法の一部を改正する法律の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法の字句に改める等規定の整備を行う。

3 施行期日

令和5年5月26日

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 使用料及び手数料徴収条例の一部改正
 - ア 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行う。
 - イ 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則及び低炭素建築物新築等計画の認定に係る基準の一部改正により、一戸建ての住宅以外の建築物の住戸の部分に係る新築等計画の申請区分が廃止されること等に伴い、同法に関する手数料について所要の整備を行う。
 - ウ 建築基準法の一部改正に伴い、同法に関する手数料について所要の整備を行う。
 - (ア) 住宅又は老人ホーム等に設ける給湯設備の機械室等について、国土交通省令で定める基準に適合する場合には建築審査会の同意を不要とする手続の合理化が行われ、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、容積率の制限を緩和できるとされることに伴い、当該認定の申請に係る手数料について所要の整備を行う。
 - (イ) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域において再生可能 エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根等に関する工事を行う建築物に ついて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認める場合には、建築 審査会の同意を得て、知事が許可することで、当該地域に関する都市計画において定めら れる建築物の高さの限度を超えることができるとされることに伴い、当該許可の申請に係 る手数料について所要の整備を行う。
 - (ウ) 高度地区内において再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のために必要な屋根等に関する工事を行う建築物について、市街地の環境を害するおそれがないと認める場合には、建築審査会の同意を得て、知事が許可することで、高度地区に関する都市計画において定められた建築物の高さの最高限度を超えることができるとされることに伴い、当該許可の申請に係る手数料について所要の整備を行う。
 - エ 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を踏まえ、改正前の宅地造成等規制法に関する手数料について所要の整備を行う。
 - オ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正により、建築物エネルギー消費 性能向上計画の認定において同省令で定める基準が追加されたことに伴い、当該申請に係る 手数料について所要の整備を行う。
- (2) 兵庫県立都市公園条例の一部改正

利用者の需要の変化に応じた施設の更新を図るため、兵庫県立播磨中央公園の野外ステージを撤去したことに伴い、所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 使用料及び手数料徴収条例の一部改正
 - ア 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に関する手数料 同法の引用条文を改める(別表第4関係)。
 - イ 都市の低炭素化の促進に関する法律に関する手数料
 - (ア) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料のうち、一戸建ての住宅以外の建築物の住戸の 部分に係る新築等計画である場合の手数料を廃止する(別表第4関係)。
 - (1) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料のうち、一戸建ての住宅以外の建築物に係る新築等計画である場合の住宅部分に係る手数料について、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に規定する国土交通大臣が定める基準による場合の手数料を新設する(別表第4関係)。

	建築物の延べ面積			金額
共同住宅			300㎡未満	38,000円
	300 m²	~	2,000㎡未満	66,000円
	2,000 m²	~	5,000㎡未満	125,000円
	5,000m²	~	10,000㎡未満	178,000円
	10,000m²	~	25,000㎡未満	322,000円
	25,000 m ²	~	50,000㎡未満	520,000円
	50,000m²៤	上		915,000円

- (ウ) その他所要の整備を行う(別表第4関係)。
- ウ 建築基準法に関する手数料

建築基準法に関する手数料として、次のとおり追加する等規定の整備を行う(別表第4関係)。

	事務の区分	金額
(ア) 建築物の容積率の特例認	法第52条第6項第3号の規定に基づく建	27,000円
定申請手数料	築物の容積率に関する特例の認定の申請	
	に対する審査	
(イ) 建築物の高さの許可申請	法第55条第3項又は第4項各号の規定に	160,000円
手数料	基づく建築物の高さの許可の申請に対す	
	る審査	
(ウ) 高度地区内における建築	法第58条第2項の規定に基づく高度地区	
物の高さの特例許可申請手	内における建築物の高さに関する特例の	
数料	許可の申請に対する審査	

- エ 改正前の宅地造成等規制法に関する手数料
 - (ア) 宅地造成等規制法に関する手数料の事務の区分のうち、宅地造成等規制法を削除し、宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法を追加する(別表第4関係)。
 - (4) 住宅地造成事業に関する法律に関する手数料の備考1のうち、宅地造成等規制法を削除し、宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法を追加する(別表第4関係)。
- オ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する手数料
 - (ア) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に対する申請手数料を新設する(別表第4関係)。

	建築	物の)延べ面積	金額
一戸建ての			200㎡未満	20,000円
住宅	200m²ل)	上		22,000円
その他			300㎡未満	37,000円
	300 m²	~	2,000㎡未満	66,000円
	2,000m²	~	5,000㎡未満	126,000円
	5,000m²	~	10,000㎡未満	181,000円
	10,000m²	~	25,000㎡未満	328,000円
	25,000 m ²	~	50,000㎡未満	533,000円
	50,000m²៤	上		940,000円

- (イ) その他所要の整備を行う(別表第4関係)
- (2) 兵庫県立都市公園条例の一部改正

兵庫県立播磨中央公園の野外ステージ及び付属設備の利用料金に係る手数料を廃止する(別表第3関係)。

3 施行期日

公布の日。ただし、2(1)ウは令和5年4月1日、2(1)エは令和5年5月26日とする。

兵庫県開発審査会条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

宅地造成等規制法の一部改正により、特定盛土等規制区域の指定制度が創設されること等に伴い、兵庫県開発審査会の所掌事務に特定盛土等規制区域の指定に関することを加える等所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

- (1) 兵庫県開発審査会の所掌事務について、宅地造成工事規制区域の指定に関する事務を削除し、 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定に関する事務を追加する(第2条関係)。
- (2) 引用する宅地造成等規制法の題名を改める等規定の整備を行う(第2条関係)。

3 施行期日

令和5年5月26日

建築基準条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 建築基準条例(以下「条例」という。)は、建築基準法(以下「法」という。)及び法に基づ く命令の規定が定める建築物の敷地、構造、高さ及び建築設備並びに建築物又はその敷地と道 路との関係の基準について、安全上、防火上及び衛生上必要な基準を付加している。
- (2) 法の一部改正により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可(以下「一団地認定等」という。)の対象に大規模の修繕又は大規模の模様替(以下「大規模修繕等」という。)をする建築物が追加されることに伴い、条例で付加する基準(以下「付加基準」という。)の特例の対象についても大規模修繕等をする建築物を追加する等所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

- (1) 一団地を一の敷地とみなして建築物の敷地と道路の関係に関する付加基準を適用する建築物に、一団地認定等を受けた大規模修繕等をする建築物を追加する(第27条の6関係)
- (2) その他規定の整備を行う(第27条の6関係)。
- 3 施行期日

令和5年4月1日

資料 4

建設常任委員会資料 令和5年2月9日

令和5年2月定例県議会提出予定議案

土 木 部

〈問い合わせ先〉

土木部総務課長 福井 昌樹

直通:078-362-3496

内線:4310

E-mail: doboku_soumu@pref.hyogo.lg.jp

令和5年度当初予算概要

令和5年度当初予算について [土木部]

1 **予算規模** (単位:千円)

_					
	区 分	R4当初①	R5当初②	増減	率 (②/①)
	一般会計	125, 471, 095	126, 161, 009	689, 914	100. 5%
	港湾整備	5, 457, 537	3, 466, 417	△1, 991, 120	63. 5%
	用地先行取得	21, 457	0	△21, 457	0.0%
	特別会計 計	5, 478, 994	3, 466, 417	$\triangle 2,012,577$	63. 3%
	合 計	130, 950, 089	129, 627, 426	△1, 322, 663	99. 0%
_					
	流域下水道事業会計	40, 914, 977	59, 090, 134	18, 175, 157	144.4%

2 投資事業 (1)投資補助

(単位:千円)

区分	,	R4当初①	R5当初②	増減	率 (②/①)
1 公 共 🖣	事 業 費	60, 413, 000	60, 353, 000	△60,000	99. 9%
道路	• 街 路	35, 996, 000	36, 972, 000	976, 000	102. 7%
河	Ш	12, 025, 000	11, 004, 000	△1, 021, 000	91. 5%
砂	防	7, 852, 000	7, 839, 000	△13, 000	99.8%
海岸	• 港 湾	4, 540, 000	4, 538, 000	△2,000	100.0%
2 国直轄事	業負担金	9, 620, 000	9, 694, 000	74, 000	100. 8%
道	路	5, 528, 000	5, 716, 000	188, 000	103. 4%
河	Ш	2, 588, 000	2, 335, 000	△253, 000	90. 2%
砂	防	1, 199, 000	1, 161, 000	△38, 000	96.8%
海岸	港湾	305, 000	482, 000	177, 000	158.0%
投資補助	計	70, 033, 000	70, 047, 000	14, 000	100. 0%

(2) 投資単独

(単位:千円)

		区 分	R4当初①	R5当初②	増減	率 (2/1)
_	1	県 単 独 土 木 事 業 費	26, 225, 000	26, 385, 000	160,000	100. 6%
通		道路 · 街路	16, 310, 300	16, 103, 300	△207, 000	98. 7%
常		河川	6, 866, 000	7, 094, 000	228, 000	103.3%
人		砂防	842, 600	843, 000	400	100.0%
分		海 岸 ・ 港 湾	1, 831, 200	1, 931, 100	99, 900	105. 5%
		空 港	374, 900	413, 600	38, 700	110.3%
	2	県単独緊急防災・ 減災対策事業費	2, 500, 000	2, 500, 000	0	100.0%
		道路	1,500,000	1, 355, 000	△145, 000	90. 3%
		河川	400, 000	438, 000	38, 000	109. 5%
		海 岸 ・ 港 湾	600, 000	707, 000	107, 000	117.8%
	3	県単独緊急自然災害 防止対策事業費	4, 200, 000	4, 200, 000	0	100.0%
緊		道路	600, 000	600,000	0	100.0%
急世		河川	1,500,000	1, 400, 000	△100, 000	93. 3%
置		砂防	1, 700, 000	1, 700, 000	0	100.0%
事		海 岸 ・ 港 湾	400, 000	500, 000	100, 000	125.0%
緊急措置事業分	4	県 単 独 緊 急 浚 渫 推 進 事 業 費	1, 400, 000	2, 100, 000	700, 000	150. 0%
		河川	1, 200, 000	2,000,000	800,000	166. 7%
		砂防	200, 000	100, 000	△100, 000	50.0%
	5	公 共 施 設 等 適 正 管 理 事 業 費	1, 000, 000	1, 000, 000	0	100.0%
		道路	1,000,000	1,000,000	0	100.0%
		緊急措置事業分計	9, 100, 000	9, 800, 000	700, 000	107. 7%
		投資単独 計	35, 325, 000	36, 185, 000	860, 000	102. 4%

3 主要施策 (新規・拡充等)

1. 高規格道路の整備推進【公共事業費、県単独土木事業費等で実施】

○予算計上予定額

9,864,104千円

県土の骨格を形成し、県全体の発展基盤となる基幹道路八連携軸を構成する高規 格道路ネットワークの早期整備を推進する。

※R5年度実施内容:山陰近畿自動車道 (浜坂道路Ⅱ期) トンネル・橋梁・改良工事 東播磨道 (北工区) (仮)国道175号ランプ工事・橋梁工事

2. 大鳴門橋自転車道(避難路)整備の実施【緊急防災・減災対策事業費等で実施】

○予算計上予定額

200,000 千円

大鳴門橋の桁下空間を活用し、自転車道(避難路)の整備に新規着手する。

3. 安全安心な日常維持管理の強化【県単独土木事業費で実施】

○予算計上予定額

2,000,000千円

県民の安全安心に直結する河川堤防の点検前除草、道路区画線の引き直し、通学路等の年2回の除草等、日常の維持管理を強化する。

|拡| 4. 堆積土砂撤去事業等の強化【緊急浚渫推進事業費で実施】

○予算計上予定額

2, 100, 000 千円

堆積土砂撤去の対象となる河川の重点監視箇所[※]を点検した結果、想定以上の土砂堆積が確認されたことから、これを撤去し治水安全度を確保するために要する費用を増額(7億円)して対応する。 ※背後に人家などがある箇所や放置すれば更なる土砂堆積が見込まれる河川合流

※背後に人家などがある箇所や放置すれば更なる土砂堆積が見込まれる河川合流 点付近等

新 5. JRローカル線利便性向上検討事業費

○予算計上予定額

5,000千円

学生等の日常利用や観光での利用が見込まれるサイクルトレインや、対象路線で未整備となっているキャッシュレス決済の導入に向けた調査・検討を実施する。

新 6. スーパーヨット誘致推進事業費

○予算計上予定額

2,521千円

新西宮ヨットハーバーへのスーパーヨットの誘致を促進するため、代理店等へのPR活動などを実施する。

|新| 7. 空飛ぶクルマの社会実装に向けた離着陸場候補地検討事業費

○予算計上予定額

9,000千円

空飛ぶクルマの県内運行を実現するため、県内ベイエリア・陸地の現地特徴把握 や運航関係事業者等のニーズ把握等を行い、離着陸場候補地の抽出・選定を実施す る。

事件決議

1 流域下水道事業についての市町負担額の決定

流域下水道の管理に要する経費の一部を次のとおり市町の負担とする。

名 称	市	町	名	負 担 額
武庫川流域下水道	神	戸	市	当該年度の実維持管理費を当該市の当該年度の流入水量の
(上流処理区)	西	宮	市	比率で按分して得た額に下水道事業債(通常分)のうち3割相
	三	田	市	当額の償還に要する額を各市の建設事業の負担の比率により
				按分して得た額を加えて得た額
武庫川流域下水道	尼	崎	市	1 汚水処理経費
(下流処理区)	西	宮	市	当該年度の計画維持管理費を計画流入水量(分流式、合流
	伊	丹	市	式により補正)で除した額に当該市の当該年度の流入水量を
	宝	塚	市	乗じて得た額(以下「予定負担額」という。)に、当該年度
				の実維持管理費から各市の予定負担額合計を減じて得た額
				を各市の予定負担額の比率により按分して得た額及び下水
				道事業債(通常分)のうち3割相当額の償還に要する額を各
				市の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて
				得た額
				2 雨水処理経費(尼崎市、西宮市、伊丹市)
				雨水処理経費に当該市の雨水計画処理面積比を乗じて得
				た額
揖保川流域下水道	姫	路	市	当該年度の計画維持管理費(水質により補正)を計画流入水
(揖保川処理区)	た	つ の	市	量で除した額に当該市町の当該年度の流入水量を乗じて得た
	宍	粟	市	額(以下「予定負担額」という。)に、当該年度の実維持管理
	太	子	町	費から各市町の予定負担額合計を減じて得た額を各市町の予
				定負担額の比率により按分して得た額及び下水道事業債(通常
				分) のうち3割相当額の償還に要する額を各市町の建設事業の
				負担の比率により按分して得た額を加えて得た額
加古川流域下水道	神	戸	市	当該年度の実維持管理費を当該市の当該年度の流入水量の
(上流処理区)	西	脇	市	比率で按分して得た額に下水道事業債(通常分)のうち3割相
	三	木	市	当額の償還に要する額を各市の建設事業の負担の比率により
	小	野	市	按分して得た額を加えて得た額
	加	西	市	
	加	東	市	
加古川流域下水道	加	古川	市	1 汚水処理経費
(下流処理区)	高	砂	市	当該年度の実維持管理費を当該市町の当該年度の流入水
	稲	美	町	量の比率で按分して得た額に下水道事業債(通常分)のうち
	播	磨	町	3割相当額の償還に要する額を各市町の建設事業の負担の
				比率により按分して得た額を加えて得た額
				2 雨水処理経費(加古川市)
猪名川流域下水道	伊	丹	市	実維持管理費に計画流量と幹線管渠の延長で算出した当該
(原田処理区)	宝	塚	市	市町の負担率を乗じて得た額に下水道事業債(通常分)のうち
	Щ	西	市	3割相当額の償還に要する額を各市町の建設事業の負担の比
	猪	名川	町	率により按分して得た額を加えて得た額

2 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指定管理者	指 定 の 期 間		
尼崎西宮芦屋港利便機	西宮市西宮浜1丁目46番地1	令和5年4月1日から		
能付係留施設	特定非営利活動法人兵庫県の水域の秩序あ	令和8年3月31日まで		
	る利用を進める会			
	理事長 中条 博義			
	〔指定理由〕			
	尼崎西宮芦屋港は、日本有数の海洋性レクリエーションの盛んな地域			
	として、周辺に多くの民間マリーナが立地しており、当該施設の管理運			
	営にあたっては、民業圧迫とならないための配慮や、相互に安全な航行			
	を行うためのルールづくりなど、周辺の民間マリーナと共存するための			
	綿密な調整及び連携が不可欠である。			
	特定非営利活動法人兵庫県の水域の秩序あ	る利用を進める会は、県行		
	政に協力した放置艇対策関連事業のほか、海洋性レクリエーションの振			
	興等に取り組んでいる特定非営利活動法人で	あり、これまでの取組を通		
	じて、周辺の民間マリーナとの間で強固な信頼	質関係を築くとともに、管		
	理運営に必要となる豊富なノウハウを蓄積し	ており、当該施設の円滑な		
	管理運営が可能な唯一の団体であると認められる。			
東播磨港小型船舶係留	西宮市西宮浜1丁目46番地1	令和5年4月1日から		
施設	特定非営利活動法人兵庫県の水域の秩序あ	令和8年3月31日まで		
	る利用を進める会			
	理事長 中条 博義			
	〔指定理由〕			
	東播磨港は、日本有数の漁業の盛んな地域で	として、周辺に多くの漁業		
	関連施設等が立地しており、当該施設の管理が	運営にあたっては、漁業の		
	妨げとならないための配慮や、相互に安全な船	忙行を行うためのルールづ		
	くりなど、周辺の住民や漁業者など地元関係者	fと共存するための綿密な		
	調整及び連携が不可欠である。			
	特定非営利活動法人兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、			
	政に協力した放置艇対策関連事業のほか、海洋性レクリエーションの振			
	興等に取り組んでいる特定非営利活動法人で	いる特定非営利活動法人であり、これまでの取組を通		
	じて、周辺の住民や漁業者など地元関係者との	間で強固な信頼関係を築		
	くとともに、管理運営に必要となる豊富なノリ	ウハウを蓄積しており、当		
	該施設の円滑な管理運営が可能な唯一の団体	であると認められる。		

名 称	指定管理者	指 定 の 期 間			
相生港那波旅客来訪船	相生市那波南本町8番55号	令和5年4月1日から			
舶桟橋	株式会社あいおいアクアポリス	令和8年3月31日まで			
	代表取締役社長 田口 晴喜				
	〔指定理由〕				
	本施設は株式会社あいおいアクアポリスが管理運営する道の駅あい				
	おい白龍城(ペーロンジョウ)に隣接しており、同社が一元的に管理を				
	行い、同施設と密接に連携することにより、適切で効率的な管理運営が				
	期待できる。				
津名港志筑来訪船舶桟	淡路市生穂新島8番地	令和5年4月1日から			
橋	淡路市 淡路市長 門 康彦	令和8年3月31日まで			
	〔指定理由〕				
	本施設は淡路市が管理運営する津名港ターミナルビルに隣接してお				
	り、同市が一元的に管理を行い、同施設と密接に連携することにより、				
	適切で効率的な管理運営が期待できる。				

令和 5 年 2 月 9 日 建設常任委員会資料

公募型一般競争入札による工事請負契約締結結果(契約予定金額2.5億円以上5億円未満) (令和4年11月~令和5年1月契約締結分)

1 工事名 (主)福良江井岩屋線 御原橋橋梁耐震補強工事(その1)

	工事有 (土) 佃及任	开石座脉 岬原悄悄朱剛展開班工事(ての1)
1	予定価格	370, 260, 000円 (税込)
2	最低制限価格	330,020,306円(税込)
3	契約金額(落札率)	357,500,000円(税込)(96.6%)
4	契約の相手方	大阪市北区松ヶ枝町1丁目3番 株式会社ニューテック康和 大阪支店 支店長 土井 政治
5	契約締結日	令和4年11月11日
6	工事の概要	 (1)施工場所 南あわじ市湊 (2)工事内容 橋脚補強(PC巻立) 1.0基 水平力分担構造 8.0組 沓座拡幅工 15.0m³ 導流壁工 1.0式 (3)工期 令和4年11月12日~令和5年6月30日
7	入札の状況	(1)入札参加者数 1者 (2)最低入札金額 357,500,000円(税込) (3)最高入札金額 357,500,000円(税込)

資料 6

建設常任委員会資料令和5年2月9日

公共交通・航空ネットワークの
 整備・推進について

土 木 部

目 次

I	公共交通の維持・確保について		
	1 「ひょうご公共交通 10 カ年計画」の推進		3
	(1) 「ひょうご公共交通 10 カ年計画(2021-2030)」	の改定	
	(2) 「但馬地域公共交通計画」の推進		
	2 地域公共交通の再編		4
	(1) 地域公共交通の最適化		
	(2) コミュニティバスの広域運行の促進		
	3 MaaS(マース)の導入促進		5
	(1) MaaS		
	(2) 地域の公共交通の乗換案内アプリへの対応		
	4 バス等の運行支援		6
	(1) 路線バスに対する支援		
	(2) コミュニティバスに対する支援		
	(3)デマンド型乗合交通の導入に対する支援		
	5 鉄道に対する支援		7
	(1) JR ローカル線の維持・利用促進		
	(2) 利用促進の取組成果(JR 姫新線)		
	(3) 安全・安心に向けた取組		
	(4) 利便性向上・活性化の取組		
	6 公共交通の観光利用	1	1
	(1) 観光施策と連携したバスの利用促進		
	7 新型コロナウイルス感染拡大・燃油価格高騰への)対応1	2
	(1) 公共交通等事業者への支援		
_			
<u>I</u>	780 I 7 1 7 1 7 1 I I I I I I I I I I I I I	4	_
	1 関西3空港		3
	(1) 3 空港の強みと運用 (a) 関西 3 空港の見力活用に向けた取得		
	(2) 関西3空港の最大活用に向けた取組		
	(3) 関西国際空港 (4) 大阪国際空港(伊丹空港)		
	(5) 神戸空港 2 コウノトリ但馬空港		· 1
	(1) 概要	2	. !
	(2) 利用状況		
	(3) 利用促進の取組		
	(4) 空港施設の維持保全		
	(T/ 工代の)NB (X Y / 小田) ソ 小工.		

I 公共交通の維持・確保について

- 1 「ひょうご公共交通 10 カ年計画」の推進
- (1) 「ひょうご公共交通 10 カ年計画(2021-2030)」の改定

① 趣旨

本県の公共交通施策を推進していくうえでの指針として、「ひょうご公共交通 10 カ年計画」を策定し、公共交通の維持・活性化に取り組んできた。昨今の高齢者の運転免許返納の増加による日常生活における移動手段確保の重要性の高まりや AI、IoT 等の技術革新による新技術の台頭、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正等の社会情勢の変化を踏まえ、令和 3 年 3 月に改定した。

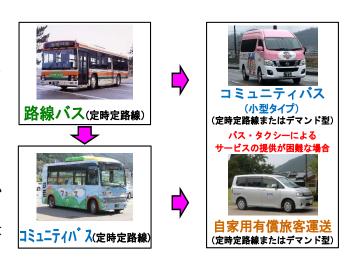
② 目指すべき方向性(理念)

『豊かで活力ある県民生活を支える 持続可能で安全・安心な公共交通』 〜公共交通を県民とともに つくり・まもり・育てる〜

③ 内容

持続可能で安全・安心な公共交通を 実現するために、「地域のくらしを支え る公共交通」等の5つの目標を設定し ている。

これらの目標を達成するために、2 つの重点方針「地域公共交通計画の策 定及び施策の推進」と「公共交通施策 を推進するための体制づくり」、それか ら「地域特性に応じた移動手段の確保」 等の7つの基本方針からなる50の具体 施策で構成している。



具体例 施策⑦車両サイズ最適化のイメージ

地域の価値を高める

・県民の移動を支える公共交通の維持・活性化など













(2)「但馬地域公共交通計画」の推進

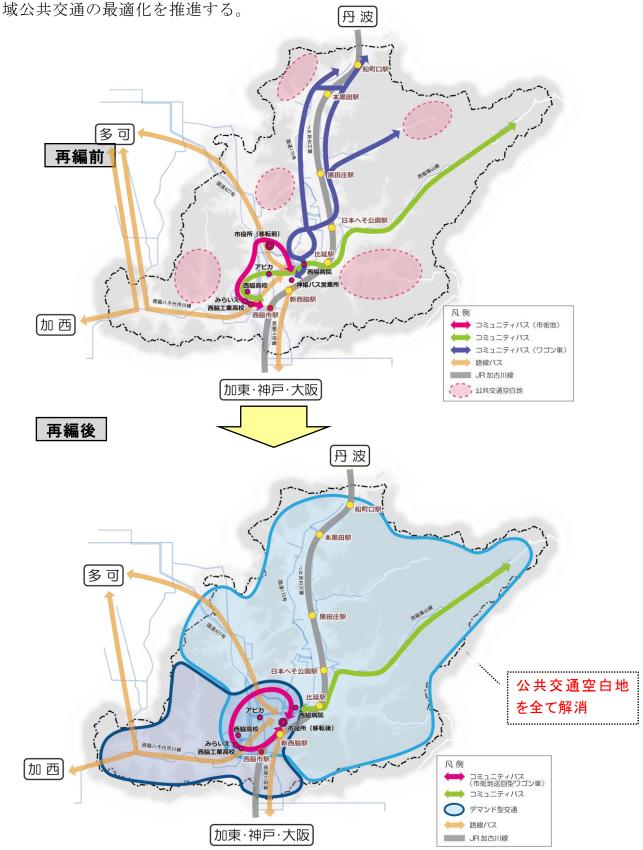
利用者減少等により公共交通の存続が課題となっている但馬地域では、通勤・通学、 買物・通院等の日常の移動が複数の市町にまたがることが多く、また、観光面でも広 域的な移動を伴っている。

このため、県と但馬3市2町が作成主体となり、住民アンケートやバス実証運行等により住民ニーズや利用実態の把握を行い、令和4年3月に広域の地域公共交通計画(2022~2031)を策定した。この計画は改正地域公共交通活性化再生法に基づく法定計画となっている。令和4年度は但馬地域公共交通計画の実施計画である「但馬地域公共交通利便増進実施計画」の策定に向け検討を進めている。

2 地域公共交通の再編

(1)地域公共交通の最適化

地域公共交通は、鉄道が基幹、バスが補完する役割を担うことを基本としている。バスを中心とした地域公共交通ネットワークでは、路線バスの運行形態の見直しやコミュニティバスの運行、自家用有償旅客運送の活用、デマンド型交通の導入等による地域公共交通の最適化を推進する



西脇市における地域公共交通再編の事例

(2) コミュニティバスの広域運行の促進

病院の統廃合・機能集約、スーパー、金融機関、高校学区再編等による生活圏の拡大を踏まえたコミュニティバスの広域運行を支援する。

Topics 1

福崎町・市川町連携コミバス (増便により利用者の利便性を向上)

住民の生活圏に合わせて、隣接する町内の商業施設や医療機関への移動手段を確保するため、福崎町・市川町間で連携コミバスを運行している。令和4年4月からは、利用者のニーズを踏まえ神崎総合病院への便等を拡充。

区分	月	火	木	金
市川町コミバス	4 便→	4 便→	4 便→	4 便→
(市川町役場~神崎総合病院)	6 便	7 便	6 便	7 便
福崎町・市川町連携コミバス	0 便→	5 便→	5 便→	0 便→
(福崎町役場~市川町役場)	8 便	8 便	8 便	8 便



3 MaaS (マース) の導入促進

(1) MaaS*

地域や観光地における移動手段の確保・充実や公共交通の維持・活性化等の解決に資する MaaS の導入を促進する。MaaS アプリ上での情報提供を目指し、市町が運行するコミュニティバスの運行情報のデータ整備やデマンド型交通の ICT 化を支援する。

※MaaS (Mobility as a Service) とは、既存の公共交通(鉄道、バス等)に加え、デマンド型交通やシェアリングサービスなどの新たな移動手段を組合せ、一連の移動サービスとして提供することにより、移動に関する諸課題を解決し、利用者の利便性を大幅に高めようとする考えに基づく取り組み。

(2)地域の公共交通の乗換案内アプリへの対応

① 標準的なバス情報フォーマット (GTFS-JP) の整備 コミュニティバスの運行情報を Google Maps 等の スマートフォンアプリで検索可能にすることにより 公共交通の利便性を向上させるため、県及び県内全 市町で構成する「兵庫県地域公共交通 MaaS 推進協議会」において、運行情報のデータ整備、オープンデータ化に取り組み、令和4年3月には、県内全 30 市町のコミュニティバスのデータ整備が完了した。

JR 西日本が運営する MaaS アプリ「WESTER」においても、県内のコミュニティバスが検索可能になる等、データ利活用が広がっている。



WESTER における経路検索の事例 (JR 谷川駅⇒ささやま医療センター)

4 バス等の運行支援

(1)路線バスに対する支援

広域的な幹線の維持確保のため、国の補助制度に県単独の支援制度を加え、沿線 市町とも協調して支援する。

なお、県政改革方針による負担割合の見直し(令和6年度目途)にあたっては、県 民の移動手段確保のため、市町の意向を丁寧にヒアリングのうえ、市町負担を考慮 した支援を検討する。

- 国庫協調支援(昭和47年度~)
 - 支援対象者 市町
 - ・支援対象路線 広域的な幹線 41 系統(R5)
 - ・支援要件 系統当たりの輸送量 15 人以上/日 等
 - ・予算額 33 百万円 (R5)
 - ・負担割合 県:市町=2:1 (旧市町間の系統は県:市町=1:2)
 - (注) 国庫補助及び特別交付税措置を除く市町実質負担割合
 - ② 県単独支援(平成7年度~)
 - 支援対象者 市町
 - ・支援対象路線 広域的な準幹線 78 系統 (R5)
 - ・支援要件 国庫協調支援の要件に満たない輸送量 2~14人/日 等
 - ・予算額 64 百万円 (R 5)
 - ・負担割合 県:市町=2:1 (旧市町間の系統は県:市町=1:2)
 - (注)特別交付税措置を除く市町実質負担割合

(2) コミュニティバスに対する支援

公共交通不便地域等の解消を目指し、市町等が運行するコミュニティバスの運行 経費に対して支援する。

- ① **運行支援**(市町主体:平成 16 年度~ 住民等主体:平成 30 年度~)
 - ・支援対象者 市町
 - ・支援対象路線 30 市町のコミュニティバス 416 系統 (R5)
 - ・支援要件 市町が主体となって運行していること 等
 - ・予算額 77 百万円 (R5)
 - ・負担割合 県:市町=1:2 (地域立法指定区域等*は県:市町=1:1)
 ※過疎地域、辺地、振興山村地域、離島地域、特定農山村地域及び中山間地域
 (注)特別交付税措置を除く市町実質負担割合
- ② 立ち上げ支援(平成20年度~、車両購入 平成29年度~)

事業者へ運行を委託する方法に比べ初期経費の負担が大きいことを考慮し、住民等が運行するコミュニティバスに対しては立ち上げに要する経費も支援。

- 支援対象者 市町
- ・支援対象 6地域(R5予定)
- ・支援対象経費 運行経費・大臣認定講習受講料等(上限10万円/地域)、車両購入費(上限50万円/台) 等のコミュニティバスの立ち上げに対して市町が支援した額
- 予算額3.1 百万円(R5)(運行経費等60万円(6地域)、車両購入:250万円(5台))
- 負担割合 県:市町=1:2(地域立法指定区域等は県:市町=1:1)
 - (注) 特別交付税措置を除く市町実質負担割合

(3) デマンド型乗合交通の導入に対する支援

公共交通の利便性向上や交通不便地域の縮小等を図るため、ICTを活用したデマンド 型交通の実証実験に取り組む市町を支援。

• 支援対象者 市町

R2:4市町(三田市、加古川市、西脇市、稲美町)

R3:3市町(加古川市、稲美町、三木市)

R4:4市町(加西市、洲本市、朝来市、香美町) R5:5市町(神戸市、神河町、宍粟市、朝来市、香美町(予定))

• 支援対象経費 運行予約システムリース費や車両借上費 等のデマンド型交通の実証実験 に対して市町が支援した額

・補助限度額 1,000千円(地域あたり)

• 子 算 額 5百万円(R5)

· 負 担 割 合 県:市町=1:2

(地域立法指定区域等は県:市町=1:1)

(注) 特別交付税措置を除く市町実質負担割合



導入支援を活用し R5.4 から本格運行 予定の「チョイソコみき」(三木市)

5 鉄道に対する支援

(1) JR ローカル線の維持・利用促進

地域住民の日常生活や観光・交流による地域活性化に欠くことのできない鉄路を維 持するため、路線維持に向け設置した「IR ローカル線維持・利用促進検討協議会」に おいて、日常利用の促進、観光需要の増進など、利用促進策を検討し、必要な対策を 実施していく。

① 利用促進の取組

各路線で市町による定期券購入補助等に取り組むとともに、新たに駅舎を活用した 周辺活性化など地域主体の取組への支援や、サイクルトレインやキャッシュレス決済 の導入に向けた調査・検討等を実施する。引き続き、協議会・WTを継続して、路線 の維持に向けた取組を進めていく。

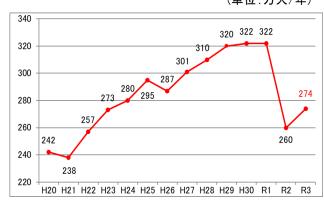
② JR ローカル線の維持に関する国要望

JR ローカル線は全体としてネットワークが維持されるべきユニバーサルサービス であり、路線維持には国が果たす役割が大きいため、沿線自治体と連携し、路線維持 に向けた国の積極的な関与と必要な支援について、引き続き要望を実施する。

(2) 利用促進の取組成果(JR 姫新線)

県、沿線市町による軌道改良等の輸送 改善事業と増便社会実験を支援し、市町 による駅舎整備や助成制度をはじめと した施策を集中的に実施したことで、 238 万人まで減った年間利用者数が 322 万人となり、大きな利用者増加の成果を 達成した。

(単位:万人/年)



JR 姫新線の利用者数実績の推移

(3) 安全・安心に向けた取組

① 施設整備

国や沿線自治体とともに、国庫補助事業を活用し、施設の整備を進めている。

ア 神戸電鉄株

- ・事業内容 線路設備(レール交換)、電路設備(電柱)等の更新
- ・事業費 589 百万円 (R5)
- ・負担割合 国 1/3、県 1/6、関係市*1/6、事業者 1/3 ※関係市 (神戸市・三木市・小野市・三田市)

イ 北近畿タンゴ鉄道(株) ※対象 宮津線

- ・事業内容 線路設備(枕木)、電路設備(通信柱)等の更新
- · 事業費 558 百万円 (R 5)
- ・負担割合 財政力指数が 0.46 以上の自治体(兵庫県、京都府、舞鶴市、福知山市) 国 1/3、地方 2/3 (事業者負担含む)

財政力指数が 0.46 未満の自治体 (豊岡市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町) 国 1/2、地方 1/2

※本県の負担割合:7.6%(府県按分)×1/2(県市按分)×1/3







線路設備更新 (枕木、砕石交換)

車両更新(北近畿タンゴ鉄道㈱)

ウ 北条鉄道㈱

- ・事業内容 線路設備(枕木)、踏切保安設備等の更新
- ・事業費 45 百万円 (R5)
- ・負担割合 国 1/3、県 1/6、関係市*1/6、事業者 1/3 ※関係市 加西市・小野市

② 駅耐震対策

各事業者が国庫補助制度(防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策) を活用して行う駅耐震対策を支援する。

- ・事業内容 駅耐震対策 : 駅構内柱の補強
- · 事業主体 山陽電気鉄道㈱、阪神電気鉄道㈱
- · 事 業 費 155 百万円
- ・負担割合 国 1/3、県 1/6、市 1/6、事業者 1/3

のための5か年加速化対策)東新前東新後

柱の補強(神戸電鉄)

(4) 利便性向上・活性化の取組

① 北神急行線市営地下鉄化補助(令和2年度~)

北神急行線は、広域交通網の一部を担う路線であることから、広域交通網の利便性向上のため、北神急行線の市営化(令和2年6月1日)に対して支援する。

- ・支援総額 20 億円 (神戸市取得額 200 億円×市外利用者割合 10%)
- ・事 業 費 5億円(R5)

② 神戸電鉄㈱の維持・活性化

令和4年12月に策定した「神戸電鉄栗生線地域公共交通計画(R4.12~R9)」に基づき、 鉄道を軸とした地域公共交通サービスの安定的な維持・確保等に資する取組を進めるとと もに、利用促進活動の効果等を確認しながら、栗生線の存続に向けた取組を進める。

ア 「神戸電鉄粟生線地域公共交通計画」の策定

神戸電鉄栗生線の更なる維持・活性化に向け「神戸電鉄栗生線活性化協議会(事務局:三木市)」において、令和4年12月に新計画を策定した。

<策定主体>

• 神戸市、三木市、小野市

<計画期間>

· 令和 4 年 12 月~令和 9 年度

<基本方針>

- ・鉄道を軸とした地域公共交通サービスの安定的な維持、確保
- ・まちづくりと連携した地域公共交通サービスの構築
- ・市民、行政、事業者等の連携による地域公共交通の活性化

イ 利用促進の取組

栗生線沿線地域では、沿線自治体や事業者とともに、鉄道と バスの広域時刻表「栗生線&バス乗り継ぎガイド」の発行など の利用促進活動を行っている。

また、令和4年度は、沿線の飲食店や観光施設と一体的な利用促進を目的とした企画乗車券「神鉄おもてなしきっぷ」を神戸市営地下鉄と共同で販売し、利用促進に取り組んだ。



神鉄おもてなしきっぷ

Topics 2 地域鉄道活性化の取り組み (神戸電鉄)

1 粟生線三木駅再生に向けた取組

平成30年3月4日の火災により焼失した三木駅が令和4年3月末に供用し、同年5月末に駅前広場(ロータリー)が供用した。

三木駅再建費用の大半は、ふるさと納税等による 総額1億5千万円超の市内外からの寄付によって 賄われた。

駅舎内に観光協会が入るほか、駅前ロータリーの整備により、路線バスが乗入れ可能になるなど、 三木駅の交通結節点機能が強化された。



三木駅舎供用開始(令和4年3月28日)

Topics 3 地域鉄道活性化の取り組み(北条鉄道)

1 地域住民、鉄道ファンに支えられている鉄道

北条鉄道は、利用者減少に歯止めがかからない地方部の第三セクターが多い中、イベント列車の運行や地域住民や鉄道ファンと連携した取り組み等により、コロナ禍を除き、昭和60年の三セク開業時からの利用者数を維持している。





イベント列車(サンタ列車)

2 列車行違い設備の整備による利便性向上

全長 13.6 kmの全区間が単線の北条鉄道は、 1時間に1往復の運行しかできなかったため、 中間駅の法華口駅に行違い設備を整備。(供用R3.3) この結果、30分に1本の運行が可能となり、 朝夕の時間帯に増便を行い、利便性が大幅に向上。

事業費約1億8千万円のうち、会社負担分 (1/3)については、加西市の企業版ふるさと納税 により資金調達を行った。





法華口駅 列車行違い設備

3 クラウドファンディングを活用した車両導入

安定運行、沿線地域の活性化、観光事業の強化を図るため、青森・秋田両県を結ぶ JR 五能線を令和3年3月まで走っていた旧国鉄のディーゼル車両「キハ40形気動車」の導入を計画。

車両の改造費、輸送費に必要な経費の一部を補うことを目的にクラウドファンディングを実施。目標額300万円に対し、目標の4倍を超える1,302万円の寄付が集まった。(運行開始R4.3)



導入された「キハ40形気動車」

6 公共交通の観光利用

(1) 観光施策と連携したバスの利用促進

① 「バス旅ひょうご 2023」の実施

観光客への路線バス等の利用を促すため、バス事業者及び沿線市町と連携し、地域別のバスの乗り放題切符の販売、バスを活用した観光モデルルートのPR等の取組に参画している。

平成28年度は県バス協会が中心となって取り組む社会実験に対し、全体企画、調査分析の費用を県が負担。平成29年度以降は県バス協会が自主事業として実施し、県は実施エリアの拡大に向けた新たな事業者の参加促進、事業のPR等を支援している。

令和4年7月には「兵庫DCプレキャンペーン」と連携し、対象となるJRの特急利用者に対し、バス旅ひょうご乗車券を最大2割引とする特典企画を実施した。令和5年の「兵庫DC」においても、連携した取り組みを進める。

- ・実施主体 (公社)兵庫県バス協会
- 実施期間 通年
- 実施地域

但馬地域	城崎温泉、湯村温泉等の観光地を結ぶバス
丹波篠山地域	篠山城下町、清水寺等の観光地を結ぶバス
西播磨地域	姫路城、ちくさ高原等の観光地を結ぶバス
北淡路地域	花の名所、北淡路地域の観光地を結ぶバス
南淡路地域	渦潮の名所、南淡路地域の観光地を結ぶバス







南淡路バス乗り放題きっぷパンフレット

② 高速バス新路線「北淡路西海岸ライン」の運行

播磨灘の美しい景観を活かしたカフェやレストラン等の立地が進む淡路島では、観光客の公共交通によるアクセス改善が課題となっていたことから、県の調整のもと、パソナグループ及びバス事業者が連携し、神戸側から北淡路西海岸エリアへの新たな直通の高速バス路線が令和3年12月に運行開始した。

今年度は、観光や通勤利用者の需要に合わせたダイヤ見直しや停留所の新設等により、運行開始から乗客が大幅に増加する等、地域活性化につながっている。

[R3. 12:1, 430 人⇒R4. 12:5, 816 人 (対前年比 4.1 倍)]



ラッピング車両のデザイン



運行開始セレモニーの状況

7 新型コロナウイルス感染拡大・燃油価格高騰への対応

(1)公共交通等事業者への支援

公共交通事業者は、外出自粛要請に伴い利用者が大幅に減少する中でも事業活動を継続してきたが、利用者数はコロナ前の実績を下回る状況(令和元年度の概ね7~9割)が続いており、安定的な経営継続に支障をきたしている。これに加え、燃油価格高騰の影響により、さらに厳しい経営状況に直面していることから支援を実施してきた。

	事 業 名	対 象 者	対 象 経 費	備考
1	バスにおける感染症防 止対策への支援 【令和2年度6月補正】	民営バス事業者	①運転席ビニールカーテン等 ②非接触型体温計(貸切バスのみ)	① 7 事業者 ② 3 事業者
2	船舶における感染症防 止対策への支援 【令和2年度6月補正】	①旅客船事業者 ②観光船事業者	喚気設備、サーモグラフィ、非接触型体温計、アクリルボード等	7事業者
3	地域公共交通新型コロナウイルス対応型運行の支援 【令和2年度9月補正】 【令和3年度6月補正、9月補正】 【令和4年度6月補正、9月補正】	①地域鉄道事業者 ②路線バス事業者 ③航路事業者 (生活航路)	車内等の密度に配慮した運 行に要する経費(燃料費、人 件費等)	① 3 事業者 ②17 事業者 ③ 5 事業者
4	京都丹後鉄道への運行支援 【令和2年度9月補正、2月補正】 【令和3年度2月補正】	WILLER TRAINS (株)	・定期外運輸収入の減収額 (令和2年3月~令和3年10月) ・車両貸出料収入の減収額 (令和2年5月~6月) (令和2年12月~令和3年3月)	
5	タクシー事業者感染防 止対策の支援 ①【令和3年度6月補正】 ②【令和3年度9月補正】 ①【令和4年度6月補正】	県内タクシー事 業者	①高性能な空気清浄機導入 等の感染防止対策に要す る経費 ②消毒液購入費等の感染防 止対策に要する経費に対 し、7,000円/台を補助	
6	燃油価格高騰に対する 公共交通等事業者への 支援 【令和4年度6月補正】	①トラック事業者 ②路線バス事業者 ③地域鉄道事業者 ④ 航 路 事 業 者 (生活航路) ⑤タクシー事業者	公共交通等事業者に対し、 一時支援金を支給 トラック 7千円/台 路線バス 7千円/台 地域鉄道 24千円/両 生活航路 64千円/隻 タクシー 4千円/台	
7	公共交通等事業者に対 する省エネ化の支援 【令和4年度9月補正】	①路線バス事業者②タクシー事業者③トラック事業者	①路線バス 22,500 円/本 (上限 135 千円/台) ②タクシー4 千円/本 (上限 16 千円/台) ③トラック ・20 台未満:5 千円/本 (上限 30 千円円/台) ・20 台以上:600 千円/者	

Ⅱ 航空ネットワークの整備・推進について

1 関西3空港

2025年大阪・関西万博を見据え、今後拡大する関西の航空需要を的確に捉えるため、関西3空港の最大活用を推進する。

(1) 3空港の強みと運用

区	分	関西国際空港	伊丹空港	神戸空港
		関西エアポー	ト(株)(H28.4~)	関西エアポート神戸㈱(H30.4~) (関西エアポート㈱100%子会社)
強	み	・首都圏空港と並ぶ2大 国際ハブ空港 ・完全24時間空港	市街地に位置する利便性の高い都市型空港	市街地からのアクセスに 優れ、理論上は24時間運 用可能な海上空港
運	用	運用時間:制限なし(24 時間) 発着回:制限なし 国際チャークー便:制限なし	運用時間:7時~21時(14時間) 発着回:370回/日 国際チャーター便:オウンユース*限定	運用時間:7時~23時(16時間) 発着回:80回/日 国際チャーター便:オウンユース**限定

※ オウンユース:企業や個人が自己使用のために料金を全額負担し、貸切で運航する臨時便

(2) 関西3空港の最大活用に向けた取組

① 関西3空港懇談会の開催

令和4年9月に開催された第12回懇談会において、2030年前後を目途に、3 空港全体で年間50万回の容量確保を目指し、第9回懇談会(令和元年5月)の 取りまとめを基本として、以下の取組を進めることを確認した。

(確認事項)

・ 関西国際空港: 2030 年代前半を目途に、年間発着回数 30 万回の実現を目指す。

30 万回の実現に必要な能力を確保するため、2025 年万博までに 1

時間あたりの処理能力を概ね60回(現行45回)へ引上げ。

・ 神戸空港:国内線については、新たに整備が見込まれる国内線ターミナルの運

用開始時を基本として、1日の最大発着回数を120回(現行80回)

に拡大する。

国際線については、2030年前後を基本として、国際定期便の運用(1

日の最大発着回数 40 回) を可能とする。なお、国際チャーター便は、

2025年万博開催時からの運用を可能とする。

・ 伊丹空港: 2025 年万博を経て、関西国際空港と神戸空港が成長軌道に乗った

後に、第9回懇談会の取りまとめに基づき、今後のあり方について

必要な議論を行う。

【参考】第9回懇談会(令和元年5月11日開催)取りまとめ

(2025年頃までの中期の視点に立った取組)

・関西国際空港:旅客処理能力の拡大継続、環境影響調査の検証、将来需要に応じた発着容量の拡張

可能性に関する検討、国際拠点空港としての競争力強化と需要拡大

・神戸空港:国際化を含む空港機能のあり方の検討

(上記以外の課題)

・伊丹空港 〇運用時間外の発着便や代替着陸便等の発生に対し、定時運航率向上などに取り組み、周辺環境改善への努力と利用者利便の向上を図る。

○上記の課題解決を図った上で、存続協定や国の経営統合方針、地元の意向、短中期の取組等を踏まえ、また、将来の大幅な需要変動を見据えて、国際便の就航可能性を含めた今後のあり方について、状況に応じて議論

ア 懇談会の設置趣旨

国の航空政策における関西3空港の位置付けのもと、関西全体の立場からみて、3空港が都市基盤施設として相互に最も効果的に機能していくようなあり方を考える。

イ 構成団体

	自治体	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、大阪市、堺市、神戸市
構成	経済界	大阪商工会議所、神戸商工会議所
団体	空港会社	新関西国際空港(株)、関西エアポート(株)
	事務局	関西経済連合会
オブサ	デーバー	国土交通省

② 就航路線の利用拡大

各空港の利用促進協議会に参画し、就航路線の周年イベントや就航都市でのプロモーション等を通じた利用拡大を図る。また、就航先自治体が本県で観光 PR を行うような働きかけを行うなど、就航先との相互送客の取組を進める。

③ 地元気運の醸成

関西3空港の最大活用について考えるセミナーの開催を通じ、3空港の魅力 や可能性を広く発信することで最大活用に向けた地元気運の醸成を図る。

Topics 4

関西3空港の最大活用について考えるセミナー

令和4年9月に開催したセミナーでは、最近の航空業界を取り巻くトピックスをテーマとして、有識者や航空会社による講演を行った。

- ・「関西3空港の環境への取組み」 関西エアポート(株) 技術統括部長 中谷 行男 氏
- ➤ 2050 年度の温室効果ガス排出量実質ゼロの目標に向けて、空港の省エネ化、再生可能エネルギー・水素の利活用、SAF の商用化など、環境負荷低減に向けた活動を推進している。
- ・「最近の航空物流を取り巻く状況と展望」(株)野村総合研究所アーバンイノベーションコンサルティング部モビリティ・ロジスティックスグループ プリンシパル 宮前 直幸 氏
- ▶今後の国内産業の高度化、貿易の活発化などによる輸送需要の拡大に向けて、関西空港の貨物便を含む国際ネットワークの拡充、自動化を伴う輸送網の効率化の推進が期待される。
- ・「あきんどの地域創生」 全日本空輸(株) 大阪支店長 兼 ANA あきんど(株) 大阪支店長 種村 守之 氏
- ➤ ANA の多言語情報発信サイトへ神戸ビーフの歴史文 化を紹介する特集ページを作成・掲載し、神戸ビー フ輸出拡大に向けた海外 PR 事業を展開した。

航空業界を取り巻くトピックスセミナー

(3) 関西国際空港

① 概 要

関西国際空港は、国際線 91 都市、国内線 17 都市(コロナ禍前令和元年冬ダイヤ)とのネットワークを持つ、24 時間運用の海上空港である。

令和4年(暦年)の旅客数は、10月以降の水際対策の大幅緩和や全国旅行支援の開始により国際線・国内線とも顕著な増加傾向を示し、国際線・国内線を合わせた総旅客数は前年比2.6倍の794万人となったが、コロナ禍前の令和元年比では約25%程度にとどまった。

・空港の種別: 拠点空港(会社管理空港)・設置管理者: 新関西国際空港株式会社・運営権者: 関西エアポート株式会社

 $(2016 (H28). 4.1 \sim 2060 (R42). 3.31)$

· 設置場所: 泉佐野市、泉南市、泉南郡田尻町

·滑走路長: 3,500m 1本、4,000m 1本

·面 積: 1,068ha

・開 港: 平成6年9月 ・事 業 費: 2兆4,522億円



【関西国際空港】

② 利用状況

・路線(R元冬ダイヤ):国際線:25 ヶ国(地域)91 都市 1,553 便/週 (過去最高の便数)

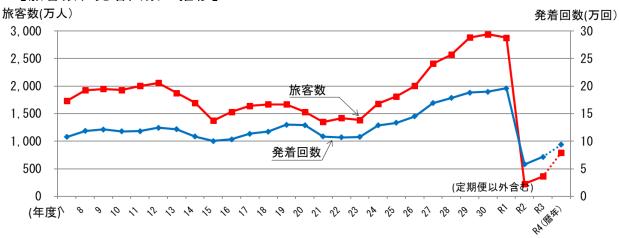
国内線:17都市、70 便/日

※LCC 占有率: 国際線便数の 32.6% (21 社)、国内線便数の 57.1% (3 社)

・旅客数(R4年):794万人

国際 235万人 R元年比 90.6%減 国内 559万人 R元年比 19.9%減

• 発着回数(R4年): 9.3万回/年 (国際 4.5 万回 R 元年比 71.5%減 国内 4.8 万回 R 元年比 2.0%減



	年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度		【参考:暦	年(1~12	月) 】			
区分		001/2	R/L /X	K Z Z	Ko Z	前年度比	R元年	R 2 年	R3年	R4年	R元年比	R3年比
旅客数	国際線	2, 290	2, 206	21	27	28.6%	2, 493	351	26	235	9.4%	903.8%
(万人)	国内線	651	671	205	336	63.9%	698	305	282	559	80.1%	198.2%
	計	2, 941	2,877	226	363	60.6%	3, 191	656	307	794	24.9%	258.6%
発着回数	国際線	14. 3	14.7	3. 1	3. 6	16.1%	15.8	5	3. 5	4.5	28.5%	128.6%
(万回)	国内線	4.7	4.9	2.6	3.6	38.5%	4.9	3.3	3. 2	4.8	98.0%	150.0%
	計	19	19.6	5. 7	7. 2	26.3%	20.7	8.3	6. 7	9.3	44.9%	138.8%

③ 利用促進の取組

地元自治体や経済界等で構成する関西国際空港全体構想促進協議会において、以下の取組を実施している。また、航空会社のプロモーション活動への支援などコロナ収束後の速やかな航空需要の回復に向けた取組を強化することとしている。

ア 旅客需要の早期回復

旅客者数の約8割(令和元年度)を占める国際線について、2025年大阪・関西 万博を見据え、東アジア・東南アジアを中心としたインバウンド復活のための取 組を支援する。

イ 地域振興の推進

関西国際空港に近接していながらインバウンドによる経済効果が十分に得られていない淡路島等における観光振興施策を支援する。

Topics 5

関西国際空港 第1旅客ターミナルリノベーション

関西エアポート㈱は、関西国際空港の中核施設である第 1 旅客ターミナル(T1)において、開港以来、初となる大規模改修を実施している。国際航空旅客の増加に対応するため、国際線キャパシティの拡大、国際線出発エリアの充実を図り、より早く、より快適にストレスなく手続きできるターミナルを目指している。

【工事完了】

- ▶新国内線エリア増築・改修
- ▶新国際線到着同線の増築
- ➤税関エリアレイアウト変更 (CIQ)



【保安検査後の商業エリア】



【保安検査後の商業エリア】



【WHILL 自動運転サービス】



【ラウンジKANSAI】

曆年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
主な施設の運用開始		新国内線エリア	新国際線と (中央)	1発エリア 新国	 線保安検査場 機能完成) 	新国際線商業エリア拡張
Phase 1 - 新国内地理リア増築・改修 - 国際経営動動線(本館5階)の増築 - 税関エリアレイウト変更(CIQ)	> 天井落下防	ase 1 5止工事(耐震) ase 3より前倒し)	/26			
Phase 2 ・新国際級出策エリアの新設 ・一般エリア(本館2階)商業エリアの新設 ・新出国審査場の新設(CIQ)		> 昇	hase 2 降機更新&耐震化』 一部、Phase 3より		大阪	
Phase 3 ・国際線保安検査場エリアの増築 ・新国際線ラウンジエリアの新設 ・新入国審査場の新設 (CIQ)				Phase 3	関西万	
Phase 4 ・新国際線商業エリア(南北)拡張					博	Phase 4
(関連工事) バゲージハンドリングシステム(BHS)更新 旅客搭乗橋(PBB)更新	更新工事	新工事				

【リノベーションスケジュール】

(4) 大阪国際空港(伊丹空港)

① 概 要

伊丹空港は、国内 26 都市とのネットワークを有し、都市に近接する利便性の高い国内基幹空港として、安定した旅客数を確保してきた。

令和4年(暦年)の旅客数は、10月以降の旅行支援の開始により1,153万人となり、コロナ前の令和元年度比で7割程度まで回復した。

・空港の種別 : 拠点空港(会社管理空港)・設置管理者 : 新関西国際空港株式会社・運営権者 : 関西エアポート株式会社

 $(2016 (H28).4.1 \sim 2060 (R42).3.31)$

・設置場所 : 伊丹市、豊中市、池田市 ・滑 走 路 : 2本(3,000m、1,828m)

•面 積 : 312ha

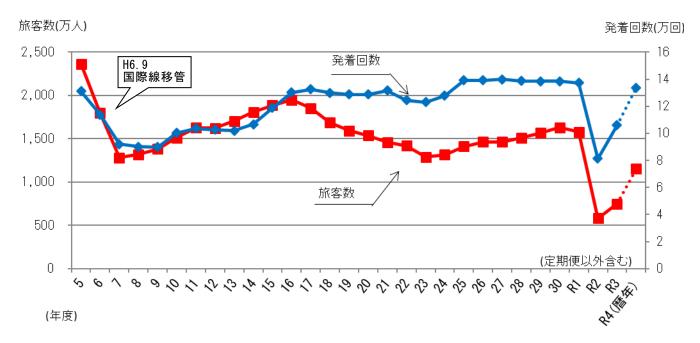


【伊丹空港】

② 利用状況

·路線等(R4.4月): 26都市185便/日

・旅客数(R4年): 1,153万人 (R元年比30.1%減) ・発着回数(R4年): 13.4万回/年 (R元年比2.9%減)



年度	30年度	D二年由	D元任由	D元任由	D元任由	D二年由	D二年度	D二年由	R元年度	R2年度	R3年度	_	【参考:暦	年(1~12	月)】			
区分	30平及	K 儿 牛 及	NZ 平度	N3十戊	前年度比	R元年	R2年	R3年	R4年	R元年比	R3年比							
旅客数 (万人)	1,630	1, 577	581	750	29. 1%	1,650	767	677	1, 153	69. 9%	170.3%							
発着回数 (万回)	13.8	13. 7	8. 1	10.6	30.9%	13.8	9.6	9. 3	13. 4	97. 1%	144. 1%							

③ 利用促進の取組

大阪国際空港利用促進協議会を構成する伊丹市とともに兵庫への誘客、兵庫からの送客を通じた利用拡大の他、空港アクセスの周知活動など航空路線の利便性向上を図っている。

ア 就航路線の利用率向上

コロナ禍の影響等により、利用率の回復が遅い路線において、航空会社や(公社) ひょうご観光本部と連携し、兵庫と就航先との間で航空機を利用した誘客、送客 を促し、利用率向上につなげる。



伊丹ー秋田線の PR 【秋田空港内イベント(R4.6)】



伊丹-新潟線の PR 【新潟空港内イベント(R4.7)】

イ アクセス強化、周知活動

JR伊丹駅と空港を結ぶ直行バス便に、伊丹市が令和2年3月から「伊丹エアポートライナー」としてキャリーケース用スペースを確保した専用車両を導入(コロナ禍の影響により運休中)。また、空港アクセスバスの利便性を周知するラッピングバスの運行、伊丹市バス車両への前幕広告や商工会議所会員企業へのPRチラシの配布等により利用促進を図っている。



【伊丹エアポートライナー(専用車両)】



【ラッピングバスのデザイン】

ウ 要望活動

国土交通省あて、コロナ禍により落ち込んだ需要を喚起する施策、国際チャーター便や災害時の国際線バックアップ機能の付与等について要望を行っている。

(5) 神 戸 空 港

① 概 要

神戸空港は、ポートアイランド沖に整備された海上空港であり、神戸の中心地 (三宮)まで8km、18分と利便性が高い。

全国の地方管理空港(54 空港)の中では最も旅客数が多く、就航先は東京、沖縄など全国13都市となっており、近年増加傾向にある。

令和4年(暦年)は、令和元年冬ダイヤ以降の国内線発着枠拡大(60回→80回/日)の効果がフルに発揮されたことで、発着回数が3.3万回となりコロナ前の令和元年を上回ったほか、旅客数も270万人となり、令和元年比で8割程度まで回復した。

・空港の種別: 地方管理空港

• 設置管理者: 神戸市

・ 運 営 権 者: 関西エアポート神戸株式会社

 $(2018 (H30).4.1 \sim 2060 (R42).3.31)$

・設置場所: 神戸市中央区 ・滑 走路: 1本(2,500m)

・面 積: 272ha(空港関連用地を含めた空港島全体)

· 開 港: 平成 18 年 2 月 16 日

· 事 業 費: 594 億円

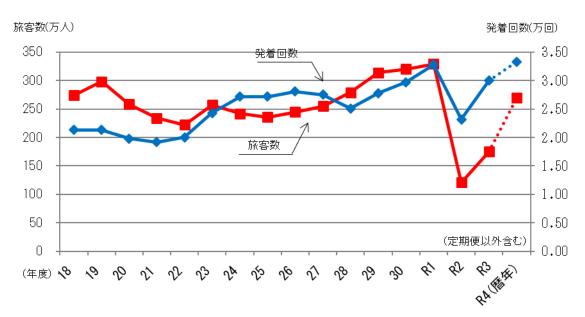


【神戸空港】

② 利用状況

・路 線 等 (R4.4月):13都市38便/日

・旅客数(R4年):270万人 (R元年比18.0%減) ・発着回数(R4年):33万回/年(R元年比6.0%増)



年	20年度	R元年度 R2年度		DO 左 庄		【参考: 暦年(1月~12月)】							
区分	30年度	K儿干皮	K2平度	R3年度	前年度比	R元年	R2年	R3年	R4年	R元年比	R3年比		
旅客数(人)	3, 190, 606	3, 292, 780	1, 213, 613	1, 752, 746	44.4%	3, 296, 491	1, 625, 646	1, 625, 908	2, 701, 485	82.0%	166. 2%		
発着回数 (回)	29, 613	32, 825	23, 222	30, 043	29.4%	31, 391	26, 247	28, 167	33, 270	94.0%	118.1%		

③ 利用促進の取組

県と神戸市、神戸商工会議所のほか神戸観光局や地元企業で構成する神戸空港利用推進協議会を中心に、就航先自治体とも連携し、(公社)ひょうご観光本部による相互誘客の取組等により利用拡大を図る。

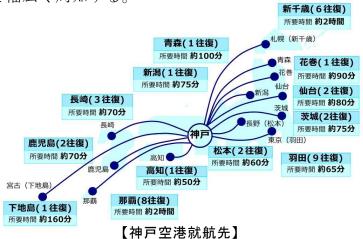
ア 就航路線の利用率向上

就航都市の旅行会社に対し、旅行商品助成制度の紹介をはじめ、兵庫・神戸の魅力を SNS 等を通じ広報することにより、団体利用を促進し、利用率向上につなげる。

イ 利用者向け広報活動

周年イベントとして、神戸ハーバーランド umie 及び神戸空港において、就 航都市の観光 PR や物産販売を実施予定。

今後、本格的な需要回復に備え、国内地方路線のハブ機能を備えつつある神戸空港の魅力を幅広く周知する。



ウ 神戸空港利用促進助成

各旅行会社が神戸空港を利用したバス旅行商品のバス借上げにかかる費用や神戸空港に就航する航空会社・就航自治体が企画する物産・観光プロモーションに対し一部費用を助成。

④ 国際化に向けた取組

第12回関西3空港懇談会において合意された神戸空港の国際化実現に向けて、神戸市と連携して、神戸市以西の新たな航空需要の開拓に取り組むほか、神戸空港への広域的な陸上アクセスとなる、大阪湾岸道路西伸部、名神湾岸連絡線、神戸西バイパスなどの高規格道路の整備促進に取り組んでいく。

2 コウノトリ但馬空港

(1) 概 要

コウノトリ但馬空港は、但馬地域と神戸·阪神地域、さらに首都圏や全国各地とを 短時間で結び、交流人口の拡大や地域の活性化に多大な役割を果たしている。

定期便として、日本エアコミューター(株)が大阪国際空港(伊丹空港)との間を朝夕の2便運航し、但馬~伊丹間を35分、但馬~東京国際空港(羽田空港)間を伊丹乗継ぎにより最短約2時間で結んでいる。

・空港の種別: その他の空港

・設置管理者: 兵庫県

・運 営 権 者: 但馬空港ターミナル(株)(R2.4.1~R7.3.31)

・設 置 場 所:豊岡市(JR 豊岡駅から直線で約4km)

·滑 走 路:1本(1,200m)

•面 積:37.9ha

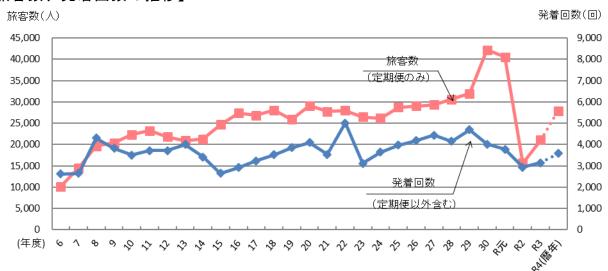
・開 港:平成6年5月18日

· 事 業 費:179 億円

(2) 利用状況

令和4年の但馬伊丹路線の旅客数は27,578人と、長期化する新型コロナの影響を受け、令和元年比65.5%にとどまっている。

・旅客数(R4年):27,578人(R元年比65.5%) ・発着回数(R4年):3,582回(R元年比90.6%)



年度	年度 区分 R 元年度 R2 年度		R3 年度		【参考:曆年(1~12月)】							
区分			No 平反	前年度比	R元年	R2年	R3年	R4年	R元年比	R3年比		
旅客数(人)	40, 559	15, 648	21,046	134.5%	42, 105	20, 965	18, 758	27, 578	65.5%	147.0%		
うち但馬-羽田利用者数	14, 233	5, 166	7,501	145.2%	14, 388	7,012	6,616	10, 214	71.0%	154.4%		
発着回数(回)	3, 780	2, 936	3, 148	107.2%	3, 954	2,908	3,066	3, 582	90.6%	116.8%		
定期便	1, 295	1,055	1, 270	120.4%	1, 304	1, 146	1,212	1, 310	100.5%	108.1%		
定期便以外	2, 485	1,881	1,878	99.8%	2,650	1, 762	1,854	2, 272	85.7%	122.6%		
定期便利用率(%)	65. 2	30. 9	34. 5	+3.6 %	67.3	38. 1	32. 2	43. 9	▲ 23. 4 ^{ポイ}	+11.7 %		

(3) 利用促進の取組

「コウノトリ但馬空港のあり方懇話会」中間報告(R4.5月公表)における「短期」 の取組方策である「さらなる利活用の促進」について、但馬3市2町、自治会、商工 会・商工会議所、但馬空港推進協議会と連携し取り組む。

① 旅客増加の取組

新型コロナにより低迷が続く但馬伊丹路線の旅客を回復するため、未利用者へ初乗 りを促す取り組みや但馬地域の小学生を対象とした体験搭乗を継続するとともに、旅 行商品の開発や首都圏でのPR活動等による誘客に取り組んでいる。

② 新たな路線展開

但馬地域の豊かな観光資源を活かした交流人口の拡大と新たな航空需要の創出を 目指し、地方空港とのチャーター便運航に取り組む。また、首都圏空港への乗り入れ の可能性について検討を進める。

③ 空港の賑わいづくり

- ・普段見られないところも見学できる「但馬空港 まるごと見せちゃいますツアー」
- ・セスナ遊覧飛行やスカイダイビング体験など「空の日イベント」
- ・滑走路横の芝生広場を活用した飛行機が見られる「空港キャンプ」

Topics 6

JAI ×TOYOTA コラボイベントの開催

JAL とトヨタ自動車が初めて共同企画したイベントを但馬空港で開催。滑走路を ラリーカーが疾走するなど、前例のない取り組みにより空港への注目を集めた。

◆日 時:令和4年7月9日 ◆参加者:約1900人

◆内 容:ATR機機内見学、滑走路スポーツカー同乗体験

キャビンアテンダント体験、豊岡市物産展 など



【滑走路を走るラリーカー】



【JAL·CA体験】



【屋上に集まった多数の観客】



【コウノトリ号の機内見学】



【オープニングセレモニー】

④ 防災拠点としての活用

- ・大規模災害時における広域搬送拠点 (SCU) をはじめ、救援・救護、復旧活動等の 支援拠点としての活用
- ・地域の消防・警察・医療機関等と連携し、航空機事故等を想定した総合防災訓練を 実施

(4)空港施設の維持保全

航空機の安全かつ安定航行のため、無線施設、照明施設など空港施設や除雪車両など空港運営に必要な設備の老朽化対策として、「ひょうごインフラ・メンテナンス10 筒年計画」への位置付けの下、施設の点検、維持、修繕・更新を計画的に進める。

Topics 7

チャーター便の運航

令和4年度は、日本エアコミューター(株)が運航するチャーター便により、鹿児島 空港と但馬空港を直行便で結ぶ双方向のツアーを実施した。

- · 運 航 日 令和4年11月12日~14日
- ・チャーター機 ATR42-600(48人乗り)
- ·参加者数 但馬出発客:24名、鹿児島出発客:29名
- ・ツアーの内容 (鹿児島からの旅行者の訪問先) [訪問先] 生野銀山、竹田城跡、コウノトリの郷公園、城下町出石、姫路城、天橋立 [宿 泊] 城崎温泉、姫路市内
- ・ 歓迎イベント

芸術文化観光専門職大学学生(17名)によるダンスパフォーマンス(エプロン内)養父市の方々(17名)による「大杉ざんざこ踊り」の歓迎披露(ターミナルビル内)



【鹿児島空港から到着した旅行客】



【芸術文化観光専門職大学生によるダンス】



【但馬空港から出発する旅行客】



【大杉ざんざこ踊りの歓迎披露】